令和９年１月24日執行
筑前町議会議員一般選挙

選 挙 公 営 の 手 引 き

【 記 載 例 】

筑前町選挙管理委員会

この冊子は、「筑前町議会議員及び筑前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」の規定に基づき、候補者の選挙運動に係る費用の一部を公費で負担することについて、その対象、限度額、請求手続き等を説明し、選挙運動の契約の種類ごとに記載例を綴込んだものです。

候補者及び候補者と契約を締結した契約業者等は、この冊子の説明要領により、間違いのないよう手続きをしてください。

注１　この公費負担経費は、候補者が供託物を没収された場合には、請求することができませんのでご留意ください。

注２　候補者名は、すべて戸籍の氏名で記載してください（通称不可）。

注３　費用の請求は、 令和9年2月26日（金）までにお願いします。

【目　次】

1	公費負担の対象とその限度額 ・・・・・・・	2
2	公費負担手続き図 ・・・・・・・	3
3	公費負担手続きについて ・・・・・・・	4
4	選挙公営諸用紙記載例	
(1)	選挙運動用自動車の使用（一般運送契約） ・・・・・・・	7
(2)	選挙運動用自動車の使用（個別契約・共　通） ・・・・・・・	13
(3)	選挙運動用自動車の使用（個別契約・自動車） ・・・・・・・	15
(4)	選挙運動用自動車の使用（個別契約・燃　料） ・・・・・・・	20
(5)	選挙運動用自動車の使用（個別契約・運転手） ・・・・・・・	26
(6)	選挙運動用ビラの作成 ・・・・・・・	31
(7)	選挙運動用ポスターの作成 ・・・・・・・	38
5	公費負担に関するＱ＆Ａ ・・・・・・・	45

1　公費負担の対象とその限度額

<table>
<tr><th colspan="3"></th><th colspan="2">公費負担の対象</th><th colspan="2">公費負担の限度額等</th></tr>
<tr><td rowspan="4">選挙運動用自動車（①と②の契約はいずれかを選択）</td><td colspan="2">①　一般運送契約
（ハイヤー等）</td><td>選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額
（同一の日については１台に限る）</td><td colspan="2">１日　64,500円
５日間で　322,500円
無投票の場合は１日分</td></tr>
<tr><td rowspan="3">②　その他の契約（個別契約）</td><td>イ　自動車借入契約
（レンタカー等）</td><td>選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額
（同一の日については１台に限る）</td><td>１日　16,100円
５日間で　80,500円
無投票の場合は１日分</td><td rowspan="3">Ⅰ 契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限る。

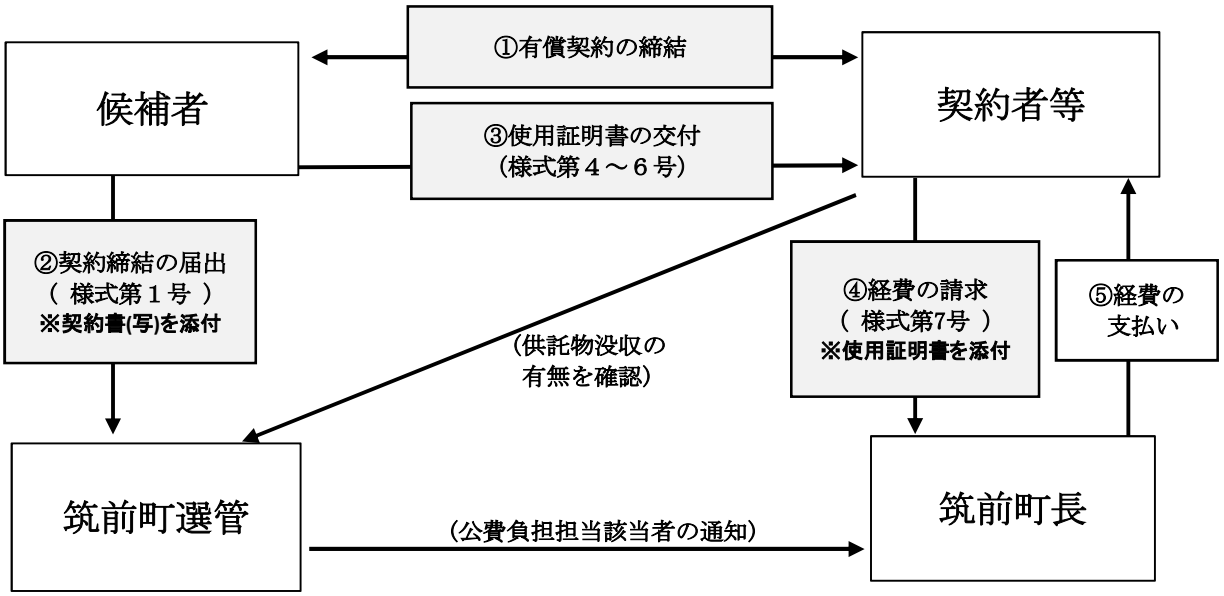
Ⅱ 選挙運動期間中で「①一般運送契約」を選択した日は「②その他の契約（個別契約）」の計算では選挙運動の日数から除いて計算する。</td></tr>
<tr><td>ロ　燃料供給の契約</td><td>選挙運動用自動車に供給した燃料の代金
（代替車を含む）</td><td>選挙運動の日数×
7,700円
５日間で　38,500円
無投票の場合は１日分</td></tr>
<tr><td>ハ　運転手雇用の契約</td><td>選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額
（同一の日については１人に限る）</td><td>１日　12,500円
５日間で　62,500円
無投票の場合は１日分</td></tr>
<tr><td colspan="3">選挙運動用ビラの作成</td><td colspan="3">●町　　長　41,900円　（１候補者あたり）
計算式　8.38円　× 5,000枚

●町議会議員　13,408円　（１候補者あたり）
計算式　8.38円　× 1,600枚</td></tr>
<tr><td colspan="3">選挙運動用ポスターの作成</td><td colspan="3">●作成単価の限度額　4,642円　（１枚あたり）
計算式
$\frac{316,250\text{ 円} + 586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場の数}}{\text{ポスター掲示場の数}}$
※１円未満の端数は切り上げ
※ポスター掲示場の数は78箇所

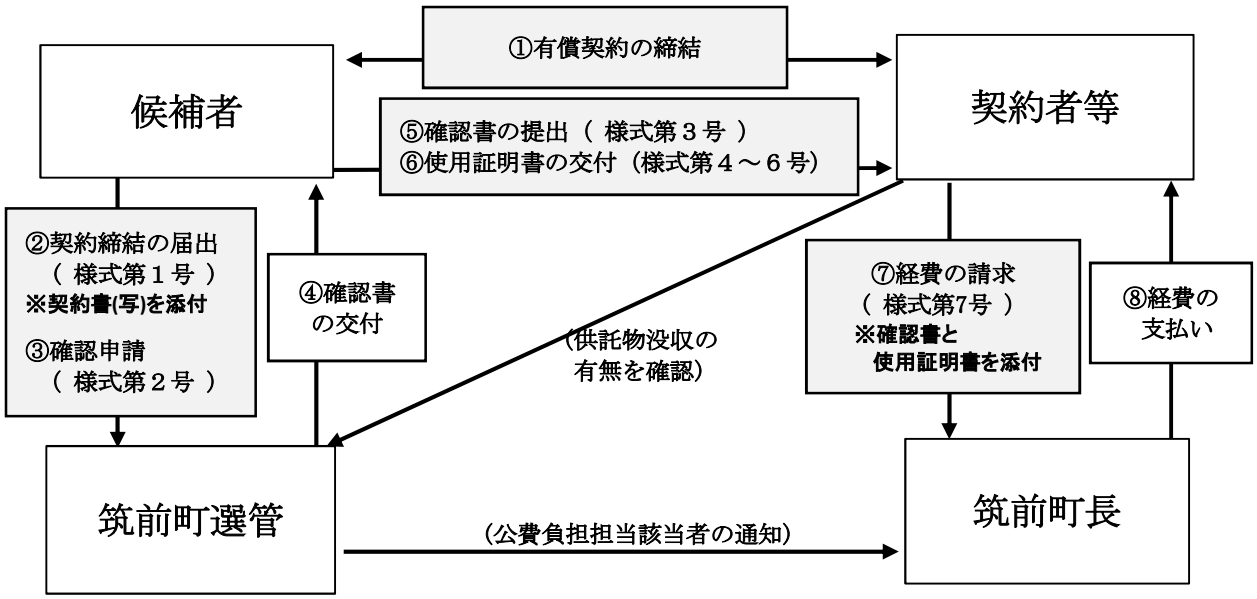
●ポスター作成費の限度額 362,076 円　（１候補者あたり）
計算式
作成単価　×　ポスター掲示場の数
4,642円　×　78箇所</td></tr>
</table>

２　公費負担手続き図

■①一般運送契約
■②-イ.自動車借入契約/②-ハ.運転手雇用の契約



■②-ロ.燃料供給の契約
■選挙運動用ビラ・ポスター作成



■提出書類整理表

種別 / 提出書類	選挙運動用自動車				選挙運動用ビラ	選挙運動用ポスター
	一般運送契約	その他の契約（個別契約）				
		自動車借入	燃料供給	運転手雇用		
契約届出書	●	●	●	●	●	●
(契約書の写)	●	●	●	●	●	●
確認申請書	×	×	●	×	●	●
使用証明書	●	●	●	●	●	●
請求書	●	●	●	●	●	●
(内訳明細書)	●	●	●	●	●	●

選挙運動用自動車の「一般運送契約」と「その他の契約」をいずれかを選択

3　公費負担手続きについて

公費負担とは、候補者と業者等との間で交わされた契約に対し、条例で定められた限度の範囲内で、町がその費用を負担する制度です。対象となる契約は**「選挙運動用自動車の使用」**、**「選挙運動用ビラの作成」**及び**「選挙運動用ポスターの作成」**です。ただし、供託物が没収される場合は、公費負担が受けられません。

公費負担する費用は、**業者等からの請求に基づき、町が直接業者等に支払います**。誤った請求を行い、公費負担した費用の返還が生じた場合は、町から業者等へ返還請求を行うなど、候補者だけでなく、業者等に直接責任が及ぶことがありますので、請求手続きは正確に行っていただきますようお願いします。

（1）契約の締結と契約届出書の提出

候補者は、各契約締結後直ちに（立候補の届出前に契約が締結された場合は立候補届出の際に）**契約届出書に契約書の写しを添付**して提出してください。なお、契約書の内容については、添付書類「契約書の見本」を参考にしてください。

①　選挙運動用自動車の使用の契約届出

選挙運動用自動車の使用については、「一般運送契約」と「その他の契約（個別契約）」とがあり、**候補者においていずれかを選択**することになります。

「一般運送契約」とは、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約のことで、燃料や運転手の日当などを含めて自動車を借り切る契約をいいます。
（いわゆるタクシー又はハイヤーのことです。）

「その他の契約（個別契約）」とは、「イ 自動車の借入」「ロ 燃料の購入」「ハ 運転手の雇用」を個別に契約するものをいいます。契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約にかかる業務を業として行う者に限ります。

■提出書類　・選挙運動用自動車の使用の契約届出書［様式第１号の１］
　　・自動車使用契約書の写し

②　ビラ及びポスター作成の契約届出

ビラ及びポスターの作成にかかる契約については、写真撮影、デザイン、印刷などの包括的な契約を、ビラ作成及びポスター作成それぞれについて、作成業者と契約してください。

■提出書類　・ビラの作成の契約届出書［様式第１号の２］
　　・ビラ作成契約書の写し

　　・ポスターの作成の契約届出書［様式第１号の３］
　　・ポスター作成契約書の写し

（２）確認申請書の提出及び確認書の交付

「燃料購入契約」、「ビラ作成契約」及び「ポスター作成契約」においては、公費負担の対象となる額又は枚数について、町選管の確認を受ける必要があります。候補者は、**契約届出書の提出と同時に「確認申請書」を提出**してください。申請書は候補者又はその代理人が直接持参してください。

申請に対して町選管が「確認書」を交付します。「確認書」は直ちに契約の相手方に渡してください。

■提出書類	①燃料購入契約	自動車燃料代確認申請書［様式第２号１］
	②ビラ作成契約	ビラ作成枚数確認申請書［様式第２号の２］
	③ポスター作成契約	ポスター作成枚数確認申請書［様式第２号の３］

（３）証明書の提出

候補者は、投票日後直ちに、契約ごとに以下の「証明書」を作成し、各契約業者に各１部を提出しなければなりません。候補者が提出した証明書は、各契約業者が町へ公費負担の請求を行う際に必要となります。

証明書の記載内容については、各様式の記載例を参照してください。

■提出書類	①選挙運動用自動車	
	一般運送契約	選挙運動用自動車使用証明書(自動車)［様式第４号の１］
	その他の契約	
	イ 自動車の借入	選挙運動用自動車使用証明書(自動車)［様式第４号の１］
	ロ 燃料の購入	選挙運動用自動車使用証明書(燃料)［様式第４号の２］ ※給油伝票（車両ナンバーを記載）の写しを添付
	ハ 運転手の雇用	選挙運動用自動車使用証明書(運転手)［様式第４号の３］
	②ビラ作成	ビラの作成証明書［様式第５号］
	③ポスター作成	ポスターの作成証明書［様式第６号］

（４）費用の請求

各契約業者は、候補者の供託物が没収されないことを確認のうえ、下記の書類を町選挙管理委員会へ提出してください。

候補者の供託物が没収されないかどうかについては、投票日の翌日以降に、町選挙管理委員会にお問い合わせください。

■提出書類	①選挙運動用自動車	
	一般運送契約	請求書［様式第７号の１］ 請求内訳書［別紙その１］ 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

その他の契約	
イ 自動車の借入	請求書［様式第７号の１］ 請求内訳書［別紙その２］ 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）
ロ 燃料の購入	請求書［様式第７号の１］ 請求内訳書［別紙その３］ 自動車燃料代確認書 選挙運動用自動車使用証明書（燃料） 給油伝票（車両ナンバーを記載）の写し
ハ 運転手の雇用	請求書［様式第７号の１］ 請求内訳書［別紙その４］ 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）
②選挙運動用ビラの作成	請求書［様式第７号の２］ 請求内訳書［別紙その５］ ビラ作成枚数確認書 ビラ作成証明書
③選挙運動用ポスターの作成	請求書［様式第７号の３］ 請求内訳書［別紙その６］ ポスター作成枚数確認書 ポスター作成証明書

※　支払いは口座振替により行います。

※　費用の請求の期限は**令和9年2月26日　（金）**までです。

（５）選挙運動用収支報告書の記載について

選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及びポスターの作成に要した支出（経費）に係る選挙運動用収支報告書への記載（算入）は、次のとおり行ってください。

■選挙運動用自動車の使用に要した支出　：　記載（算入）する必要はありません。

■選挙運動用ビラ・ポスターの作成に要する経費　：　公費負担される場合であっても
記載（算入）が必要です。

選挙運動用自動車の使用

（一般運送契約）

選挙運動用自動車運行請負契約書

収入印紙

割印

印紙の貼付けと割印が必要です。

令和９年１月24日執行　筑前町議会議員一般選挙 候補者　*筑前　太郎*　（以下「甲」　）と

株式会社　■■タクシー　（以下「乙」という。）は、

令和９年１月24日執行　筑前町議会議員一般選挙 における選挙運動用自動車の運行について、次のとおり請負契約を締結する。

契約の内容は、候補者と事業者が合意したものを記載してください。

契約額が基準額を下回る場合は、契約額を上回る場合は、基準額を上限に公費負担します。

第１条　乙は、甲に対し、次に掲げる自動車の運行を行い、甲

(1) 自動車の車種　*普通自動車*

(2) 自動車登録番号　*久留米　500　あ　12-34*

(3) ナンバープレートの色　*緑色*

第２条　契約期間は、令和　*9*　年　*1*　月　*19*　日から　令和　*9*　年　*1*　月　*23*　日までの　*5*　日間とする。

第３条　契約金額は、１日につき　*70,000*　円とし、総額　*350,000*　円とする。

第４条　この契約に基づく契約金額については、筑前町議会議員及び筑前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、乙が筑前町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅延なく行わなければならない。

２　乙が筑前町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

３　甲が公職選挙法第93条の規定により供託物を没収される場合は、乙は甲に対し契約金額の全額を請求するものとする。

第５条　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

令和　*9*　年　*1*　月　*11*　日

契約日は、告示日より前でも構いません。

甲　筑前町議会議員一般選挙候補者

住　所　*朝倉郡筑前町篠隈〇〇〇番地*

氏　名　*筑前　太郎*　印

町が選挙活動に費用を負担しますので、候補者と事業者間の契約の成立を客観的に確認するため、契約書には当事者の押印をお願いします。

事業者が法人の場合は、代表者の職印（登記印）を用いてください。

乙　住　所　*朝倉郡筑前町■■〇〇番地*

名　称　*株式会社　■■タクシー*

代表者　*代表取締役社長　■■　■■*　印

様式第１号の１（第２条関係）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和　9　年　1　月　19　日

筑前町選挙管理委員会委員長　宛

通常は告示日を記入します。
告示日以降に契約した場合は、契約後すぐに提出してください。

令和９年１月24日執行　筑前町議会議員一般選挙

候 補 者　　*筑前　太郎*

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

契約書の内容と相違のないよう記載してください。

１　一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和9年　1月　11日	*朝倉郡筑前町■■〇〇番地* *㈱■■タクシー 代表取締役社長　■■　■■*	*令和９年　１月　19日～* *令和９年　１月　23日*	*350,000* 円	1日当たり *70,000円*

法人の場合は、契約及び請求権限を有する者の氏名及び肩書を併記してください。

２　１に掲げる場合以外の場合

区分＼項目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入	令和　年 月　日		令和　年　月　日～ 令和　年　月　日	円	1日当たり 円
運転手の雇用	令和　年 月　日		令和　年　月　日～ 令和　年　月　日	円	1日当たり 円
燃料代	令和　年 月　日			円	1ℓ当たり 円

一般運送契約の場合は、「1」の欄のみ記載してください。

備　考

１　　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

２　　２の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

３　　「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、２の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません）。

４　　１の「契約内容」欄の「運送契約金額」及び２の「契約内容」欄の「契約金額」（「運転手の雇用を除く。）には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。

様式第４号の１（第５条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

選挙期日（投票日）以降の日付を記入します。

令和　9　年　1　月　27　日

令和９年１月24日執行　筑前町議会議員一般選挙

候 補 者　　*筑前　太郎*　　印

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 （該当する契約に☑してください。）	☑　１　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約 □　２　上に掲げる契約以外の契約		
運送事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名	*朝倉郡筑前町■■〇〇番地* *株式会社　■■タクシー* *代表取締役社長　■■　■■*		
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
久留米　500　あ　12-34	*令和　9　年　1　月　19　日*	*70,000円*	
久留米　500　あ　12-34	*令和　9　年　1　月　20　日*	*70,000円*	
久留米　500　あ　12-34	*令和　9　年　1　月　21　日*	*70,000円*	
久留米　500　あ　12-34	*令和　9　年　1　月　22　日*	*70,000円*	
久留米　500　あ　12-34	*令和　9　年　1　月　23　日*	*70,000円*	

契約届出書の内容と一致する必要があります。

選挙運動として実際に使用した年月日及び金額を記入してください。
対象となるのは、選挙運動期間内に限ります。
（告示日～選挙期日の前日）

備考

１　この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事こ提出してください。

２　運送事業者等が筑前町に支払を請求するときは

３　この証明書を発行した候補者について供託物がこ支払を請求することはできません。

４　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日当たり次の金額までです。
(1)　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　64,500円
(2)　(1)以外の場合　16,100円

５　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の１）と、それ以外の契約（「運送等契約区分」欄の２）のいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

６　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１台に限られますので、その指定をした１台のみについて記載してください。

７　５の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び６の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、筑前町に支払を請求することはできません。

８　「運送等金額」欄には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。

９　選挙が無投票となった場合は、立候補届出をした日から無投票が確定した日まで（告示日１日間）が公費負担の限度額となります。

様式第７号の１（第６条関係）

請　　求　　書

（選挙運動用自動車の使用）

選挙期日（投票日）以降の日付を記入します。

令和　9　年　2　月　1　日

筑前町長　宛

請求書は、事業者が作成し、候補者が作成した証明書と一緒に町に提出してください。
記載内容は、契約届出書の内容と一致する必要があります。

事業者が法人の場合は、職印（登記印）を用いてください。

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに
法人にあってはその代表者の氏名

朝倉郡筑前町■■〇〇番地
株式会社　■■タクシー
代表取締役社長　■■　■■

印

筑前町議会議員及び筑前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

１　請求金額　　*322,500円*

請求内訳書の合計額を記載してください。

２　内　　訳　　別紙請求内訳書のとおり

３　選挙の名称　　令和９年１月24日執行　筑前町議会議員一般選挙

４　候補者の氏名　　*筑前　太郎*

５　金融機関名、口座名義人及び口座番号

金融機関名	*福岡* 銀行 農協		*甘木* 支店 出張所	
口座種別	☑普通　□当座	口座番号	*1* *2* *3* *4* *5* *6* *7*	
（フリガナ） 口座名義人	*ｶ）■■タクシー* *株式会社　■■タクシー*			

振込先は正確に記入してください。
できる限り、通帳の表紙見開きページのコピーを添付してください。

備　考

１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第７号）第13条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し ）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合には、筑前町に支払を請求することはできません。

３　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

４　「請求金額」には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。

（別　紙）その１（第６条関係）

請　求　内　訳　書

（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

候補者氏名　　*筑前　太郎*

候補者から受領した「選挙運動用自動車証明書(自動車)」の「運送年月日」「運送金額」を記入してください。

使　用　年　月　日	運送金額（ｱ）	基準限度額（ｲ）	請求金額	備　考
令和　9年　1月　19日	*70,000円* ×1台 ＝ *70,000 円*	64,500円 ×1台 ＝ 64,500 円	*64,500円*	
令和　9年　1月　20日	*70,000円* ×1台 ＝ *70,000 円*	64,500円 ×1台 ＝ 64,500 円	*64,500円*	
令和　9年　1月　21日	*70,000円* ×1台 ＝ *70,000 円*	64,500円 ×1台 ＝ 64,500 円	*64,500円*	
令和　9年　1月　22日	*70,000円* ×1台 ＝ *70,000 円*	64,500円 ×1台 ＝ 64,500 円	*64,500円*	
令和　9年　1月　23日	*70,000円* ×1台 ＝ *70,000 円*	64,500円 ×1台 ＝ 64,500 円	*64,500円*	
計			*322,500円*	

（ア）と（イ）のうち、少ない方の金額を記載してください。

この金額を「請求書」の「1　請求金額」の欄に記入してください。

備　考

１　「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

２　（ア）欄には、消費税及び地方消費税を金額を記載してください。

選挙運動用自動車の使用

（個別契約・共通）

様式第１号の１（第２条関係）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和　9　年　1　月　19　日

筑前町選挙管理委員会委員長　宛

通常は告示日を記入します。
告示日以降に契約した場合は、契約後すぐに提出してください。

令和９年１月24日執行　筑前町議会議員一般選挙

候 補 者　　*筑前　太郎*

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

１　一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		借入れ期間等	運送契約金額	
令和　年　月　日		月　日～ 月　日	円	1日当たり 円

一般運送契約ではない場合は、
●自動車借入、●運転手の雇用、●燃料代の
それぞれの契約の内容を記載してください。
契約書の写しも、<u>それぞれ</u>必要になります。

２　１に掲げる場合以外の場合

区分＼項目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入	*令和 9年 1月 11日*	*朝倉郡筑前町▲▲○○番地* *㈱▲▲自動車 代表取締役社長 ▲▲ ▲▲*	*令和９年 1月 19日～* *令和９年 1月 23日*	*75,000 円*	1日当たり *15,000円*
運転手の雇用	*令和 9年 1月 8日*	*朝倉郡筑前町▽▽○○番地* *▽▽ ▽▽*	*令和９年 1月 19日～* *令和９年 1月 23日*	*62,500 円*	1日当たり *12,500円*
					1日当たり
燃料代	*令和 9年 1月 12日*	*朝倉郡筑前町◆◆○○番地* *㈲◆◆石油 代表取締役社長 ◆◆ ◆◆*	*久留米500 わ 56-78*	*38,500 円*	1ℓ当たり *160 円*

備　考

１　　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

２　　２の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

３　　「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、２の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません）。

４　　１の「契約内容」欄の「運送契約金額」及び２の「契約内容」欄の「契約金額」（「運転手の雇用を除く。）には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。

選挙運動用自動車の使用

（個別契約・自動車）

選挙運動用自動車賃貸借契約書

印紙は不要です

令和９年１月24日執行　筑前町議会議員一般選挙 候補者　*筑前　太郎*　（以下「甲」という。）と

株式会社▲▲自動車　（以下「乙」という。）は、

選挙運動用自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

契約の内容は、候補者と事業者が合意したものを記載してください。

契約額が基準額を下回る場合は、契約額を上回る場合は、基準額を公費負担します。

第１条　甲は、乙が所有する次の自動車を選挙運動に使用す

(1) 自動車の車種　*乗用自動車*

(2) 自動車登録番号　*久留米500　わ　56-78*

第２条　契約期間は、*令和　9　年　1　月　19　日* から *令和　9　年　1　月　23* 日までの *5* 日間とする。

第３条　賃借料は、１日につき　*15,000*　円とし、総額　*75,000*　円とする。

第４条　賃貸借自動車に係る修繕費及び甲の責に帰することのできない損害は、すべて乙において負担するものとする。

第５条　この契約に基づく契約金額については、筑前町議会議員及び筑前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、乙が筑前町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅延なく行わなければならない。

２　乙が筑前町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

３　甲が公職選挙法第93条の規定により供託物を没収される場合は、乙は甲に対し契約金額の全額を請求するものとする。

第６条　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

令和　*9*　年　*1*　月　*11*　日

契約日は、告示日より前でも構いません。

甲　賃借人　筑前町議会議員一般選挙候補者

住　所　*朝倉郡筑前町篠隈〇〇〇番地*

氏　名　*筑前　太郎*　印

町が選挙活動に費用を負担しますので、候補者と事業者間の契約の成立を客観的に確認するため、契約書には当事者の押印をお願いします。

事業者が法人の場合は、代表者の職印（登記印）を用いてください。

乙　賃貸人

住　所　*朝倉郡筑前町▲▲〇〇番地*

名　称　*株式会社▲▲自動車*

代表者　*代表取締役社長　▲▲　▲▲*　印

様式第４号の１（第５条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

選挙期日（投票日）以降の日付を記入します。

令和　9　年　1　月　27　日

令和９年１月24日執行　筑前町議会議員一般選挙

候 補 者　　*筑前　太郎*　　印

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 （該当する契約に☑してください。）	□　１　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約 ☑　２　上に掲げる契約以外の契約		
運送事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名	*朝倉郡筑前町▲▲〇〇番地* *株式会社▲▲自動車* *代表取締役社長　▲▲　▲▲* 契約届出書の内容と一致する必要があります。		
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備　考
久留米500　わ　56-78	*令和　9　年　1　月　19　日*	*15,000円*	
久留米500　わ　56-78	*令和　9　年　1　月　20　日*	*15,000円*	
久留米500　わ　56-78	*令和　9　年　1　月　21　日*	*15,000円*	
久留米500　わ　56-78	*令和　9　年　1　月　22　日*	*15,000円*	
久留米500　わ　56-78	*令和　9　年　1　月　23　日*	*15,000円*	

選挙運動として実際に使用した年月日及び金額を記入してください。
対象となるのは、選挙運動期間内に限ります。
（告示日～選挙期日の前日）

備考

１　この証明書は、使用の実績に基づいて　　事業者等に提出してください。

２　運送事業者等が筑前町に支払を請求す　　さい。

３　この証明書を発行した候補者について　　筑前町に支払を請求することはできません。

４　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日当たり次の金額までです。

(1)　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　　64,500円

(2)　(1)以外の場合　　16,100円

５　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の１）と、それ以外の契約（「運送等契約区分」欄の②）のいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

６　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１台に限られていますので、その指定をした１台のみについて記載してください。

７　５の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び６の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、筑前町に支払を請求することはできません。

８　「運送等金額」欄には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。

９　公費負担の限度額算出については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日まで（告示日１日間）となります。

様式第７号の１（第６条関係）

請　　求　　書

（選挙運動用自動車の使用）

選挙期日（投票日）以降の日付を記入します。

令和　9　年　2　月　1　日

筑前町長　宛

請求書は、事業者が作成し、候補者が作成した証明書と一緒に町に提出してください。
記載内容は、契約届出書の内容と一致する必要があります。

事業者が法人の場合は、職印（登記印）を用いてください。

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに
法人にあってはその代表者の氏名

朝倉郡筑前町▲▲〇〇番地
株式会社▲▲自動車
代表取締役社長　▲▲　▲▲

印

筑前町議会議員及び筑前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

１　請求金額　　*75,000円*

請求内訳書の合計額を記載してください。

２　内　　訳　　別紙請求内訳書のとおり

３　選挙の名称　　令和９年１月24日執行　筑前町議会議員一般選挙

４　候補者の氏名　　*筑前　太郎*

５　金融機関名、口座名義人及び口座番号

金融機関名	*筑前あさくら* 銀行 農協		*三輪* 支店 出張所	
口座種別	☑普通　□当座	口座番号	*1* *2* *3* *4* *5* *6* *7*	
（フリガナ） 口座名義人	*▲▲ｼﾞﾄﾞｳｼｬ* *▲▲自動車*			

振込先は正確に記入してください。
できる限り、通帳の表紙見開きページのコピーを添付してください。

備　考

１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第７号）第13条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し ）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合には、筑前町に支払を請求することはできません。

３　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

４　「請求金額」には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。

（別　紙）その２（第６条関係）

請　求　内　訳　書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

候補者氏名　　*筑前　太郎*

（１）自動車の借入れ

使　用　年　月　日	借入れ金額（ｱ）	基準限度額（ｲ）	請求金額	備　考
令和　９年　１月　19日	*15,000円*　×1台 ＝　*15,000 円*	16,100円　×1台 ＝　16,100 円	*15,000円*	
令和　９年　１月　20日	*15,000円*　×1台 ＝　*15,000 円*	16,100円　×1台 ＝　16,100 円	*15,000円*	
令和　９年　１月　21日	*15,000円*　×1台 ＝　*15,000 円*	16,100円　×1台 ＝　16,100 円	*15,000円*	
令和　９年　１月　22日	*15,000円*　×1台 ＝　*15,000 円*	16,100円　×1台 ＝　16,100 円	*15,000円*	
令和　９年　１月　23日	*15,000円*　×1台 ＝　*15,000 円*	16,100円　×1台 ＝　16,100 円	*15,000円*	
計			*75,000円*	

候補者から受領した「選挙運動用自動車証明書(自動車)」の「運送年月日」「運送等金額」を

(ア)と(イ)のうち、少ない方の金額を記載してください。

この金額を「請求書」の「1　請求金額」の欄に記入してください。

備　考

１　「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

２　（ア）欄には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。

選挙運動用自動車の使用

（個別契約・燃料供給）

選挙運動用自動車の燃料売買契約書

印紙は不要です

令和９年１月24日執行　筑前町議会議員一般選挙 候補者　*筑前　太郎*　（以下「甲」という。）と

有限会社◆◆石油　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料の売買について、次のとおり契約を締結する。

第１条　契約する品名・規格品質・契約単価及び燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号は、別表のとおりとする。

第２条　売買の期間は、*令和　9　年　1　月　19　日* から *令和　9　年　1　月　23　日* までの　*5*　日間とする。

第３条　この契約に基づく契約金額については、筑前町議会議員及び筑前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、乙が筑前町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅延なく行わなければならない。

２　　乙が筑前町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

３　　甲が公職選挙法第93条の規定により供託物を没収される場合は、乙は甲に対し契約金額の全額を請求するものとする。

第４条　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

令和　*9*　年　*1*　月　*12*　日

契約日は、告示日より前でも構いません。

甲　発注者　筑前町議会議員一般選挙候補者
住　所　*朝倉郡筑前町篠隈〇〇〇番地*
氏　名　*筑前　太郎*　印

乙　受注者
住　所　*朝倉郡筑前町◆◆〇〇番地*
名　称　*有限会社◆◆石油*
代表者　*代表取締役社長　◆◆　◆◆*　印

単価が固定の場合は、契約単価を、時価の場合は「時価」と記載してください。

自動車登録番号は、車両賃貸借契約の登録番号を記載してください。

（別　　表）

品　名	規格・品質	単　価	燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号
ガソリン	*レギュラー*	*160* 円/ﾘｯﾄﾙ	*久留米500　わ　56-78*

※　単価は消費税及び地方消費税を含めた額とすること。

※　単価契約ではなく時価により給油する場合は、単価の欄は「時価」と記載すること。

様式第２号の１（第３条関係）

自動車燃料代確認申請書

令和　9　年　1　月　19　日

筑前町選挙管理委員会委員長　宛

通常は告示日を記入します。
告示日以降に契約した場合は、契約後すぐに提出してください。

令和９年１月24日執行　筑前町議会議員一般選挙

候 補 者　　*筑前　太郎*

次の自動車燃料代について、筑前町議会議員及び筑前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条第２号イの規定による確認を受けたいので申請します。

１　契約年月日　　令和　*9*　年　*1*　月　*12*　日

２　契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並び

契約届出書に記載した内容を記入してください。

朝倉郡筑前町◆◆〇〇番地
有限会社◆◆石油
代表取締役社長　◆◆　◆◆

３　燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

久留米500　わ　56-78

４　確認申請金額　　*38,500円*

確認申請をする金額（公費負担を受ける額）を記入します。
※限度額（38,500円）以内に限られます。

区　　分	購　入　金　額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額　(a)		
今回の購入金額　(b)	*38,500円*	*38,500円*
燃　料　代　計　(a)+(b)	*38,500円*	*38,500円*
備　　考		

備　考

１　この申請書は、燃料供給業者ごとに候補者から筑前町選挙管理委員会に提出してください。

２　この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

３　「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

４　「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

５　「購入金額」欄及び「左のうち確認済又は確認申請金額」欄には、消費税又は地方消費税を含んだ金額を記載してください。

６　公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

様式第４号の２（第５条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（燃　料）

選挙期日（投票日）以降の日付を記入します。

令和　9　年　1　月　27　日

令和９年１月24日執行　筑前町議会議員一般選挙

候 補 者　　*筑前　太郎*　　印

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

契約届出書の内容と一致する必要があります。

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名	*朝倉郡筑前町◆◆〇〇番地* *有限会社◆◆石油* *代表取締役社長　◆◆　◆◆*			
燃 料 供 給 年 月 日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備　考
令和　*9*　年　*1*　月　*19*　日	*久留米500　わ　56-78*	*60.0* ℓ	*9,600*　円	
令和　*9*　年　*1*　月　*20*　日	*久留米500　わ　56-78*	*20.0* ℓ	*3,200*　円	
令和　*9*　年　*1*　月　*21*　日	*久留米500　わ　56-78*	*50.0* ℓ	*8,000*　円	
令和　*9*　年　*1*　月　*22*　日	*久留米500　わ　56-78*	*10.0* ℓ	*1,600*　円	
令和　*9*　年　*1*　月　*23*　日	*久留米500　わ　56-78*	*30.0* ℓ	*4,800*　円	

選挙運動として実際に給油した年月日を記入してください。
対象となるのは、選挙運動期間内に限ります。
（告示日～選挙期日の前日）

燃料の供給を受けることができる車は、契約届出書に記載された車に限られます。
他の車に供給したものと混同しないよう注意してください。

燃料の供給日ごとに、実際に供給を受けた量・額を記入してください。

備考

１　この証明書は、候補者が選挙運動用自動車に燃料の供給を受けた作[illegible]受けた[illegible]挙運輸省[illegible]号[illegible]ア[illegible]送車両[illegible]令[illegible]若[illegible]に規定[illegible]字[illegible]が[illegible]者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。

２　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

３　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

４　燃料供給業者が筑前町に支払を請求するときは、**この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付**してください。

５　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された[illegible]燃料供給業者は、筑前町に支払を請求することはできません。

６　公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者[illegible]

７　「燃料供給金額」欄には、消費税及び地方消費[illegible]

８　公費負担の限度額算出の日数については、無投[illegible]が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する[illegible]業者との運送契約」が締結されている場合は、その日[illegible]

給油伝票は、次のことが記載されたものになります。
●給油日（選挙運動期間中に限ります）
●車の登録番号
（選挙用自動車として届出た車に限ります）
●燃料供給量
●燃料供給金額
●事業者名（契約した事業者に限ります）

様式第７号の１（第６条関係）

請　　求　　書

（選挙運動用自動車の使用）

選挙期日（投票日）以降の日付を記入します。

令和　9　年　2　月　1　日

筑前町長　宛

請求書は、事業者が作成し、候補者が作成した証明書と一緒に町に提出してください。
記載内容は、契約届出書の内容と一致する必要があります。

事業者が法人の場合は、職印（登記印）を用いてください。

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに
法人にあってはその代表者の氏名

朝倉郡筑前町◆◆〇〇番地
有限会社◆◆石油
代表取締役社長　◆◆　◆◆

印

筑前町議会議員及び筑前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

１　請求金額　　*27,200円*

請求内訳書の合計額を記載してください。

２　内　　訳　　別紙請求内訳書のとおり

３　選挙の名称　　令和９年１月24日執行　筑前町議会議員一般選挙

４　候補者の氏名　　*筑前　太郎*

５　金融機関名、口座名義人及び口座番号

金融機関名	*筑前あさくら* 銀行 農協		*三輪* 支店 出張所							
口座種別	☑普通　□当座	口座番号	*1*	*2*	*3*	*4*	*5*	*6*	*7*	
（フリガナ） 口座名義人	*ユ)◆◆ヒキユ* *有限会社　◆◆石油*									

振込先は正確に記入してください。
できる限り、通帳の表紙見開きページのコピーを添付してください。

備　考

１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第７号）第13条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し ）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合には、筑前町に支払を請求することはできません。

３　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

４　「請求金額」には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。

（別　紙）その３（第６条関係）

請　求　内　訳　書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

請求できるのは、契約書に記載された車両に供給されたものに限られます。他の車に供給したものは対象となりません。

候補者氏名　　*筑前　太郎*

（２）燃料代

販　売　年　月　日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備　考
令和9年　1月　19日	*久留米500 わ 56-78*	*160円　×　60.ℓ* *＝　9,600 円*			
令和9年　1月　20日	*久留米500 わ 56-78*	*160円　×　20.ℓ* *＝　3,200 円*			
令和9年　1月　21日	*久留米500 わ 56-78*	*160円　×　50.ℓ* *＝　8,000 円*			
令和9年　1月　22日	*久留米500 わ 56-78*	*160円　×　10.ℓ* *＝　1,600 円*			
令和9年　1月　23日	*久留米500 わ 56-78*	*160円　×　30.ℓ* *＝　4,800 円*			
		27,200 円	*38,500 円*	*27,200 円*	

候補者が交付した証明書（燃料）の「燃料供給年月日」「燃料供給量」「燃料供給金額」を記入してください。

（ア）合計額と（イ）の額のうちいずれか少ない方の額を記入してください。この金額を請求書の「1　請求金額」に記入してください。

備　考

１　「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうち

２　（ア）欄には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。

選挙運動用自動車の使用

（個別契約・運転手の雇用）

選挙運動用自動車の運転に関する雇用契約書

令和９年１月24日執行　筑前町議会議員一般選挙 候補者　*筑前　太郎*　（以下「甲」という。）と *▽▽　▽▽*　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運転に関する雇用について、次のとおり契約を締結する。

印紙は不要です

番号は、別表のとおりとする。

第１条　雇用期間は、*令和　9　年　1　月　19　日* から *令和　9　年　1　月　23　日* までの　*5*　日間とする。

第２条　雇用期間における賃金は、１日　*12,500 円*　とする。

第３条　この契約に基づく契約金額については、筑前町議会議員一般選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、乙が筑前町に対し請求の手続を遅延なく行わなければならない。

契約の内容は、候補者と被用者が合意したものを記載してください。

契約額が基準額を下回る場合は、契約額を上回る場合は、基準額を上限に公費負担します。

２　　乙が筑前町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

３　　甲が公職選挙法第93条の規定により供託物を没収される場合は、乙は甲に対し契約金額の全額を請求するものとする。

第４条　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

令和　*9*　年　*1*　月　*8*　日

契約日は、告示日より前でも構いません。

甲　雇用者　筑前町議会議員一般選挙候補者
住　所　*朝倉郡筑前町篠隈〇〇〇番地*
氏　名　*筑前　太郎*　印

選挙運動用自動車を運転する運転手個人との契約になります。
法人、個人事業主との契約は対象となりません。

乙　被用者
住　所　*朝倉郡筑前町▽▽〇〇番地*
氏　名　*▽▽　▽▽*　印

様式第４号の３（第５条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

選挙期日（投票日）以降の日付を記入します。

令和　9　年　1　月　27　日

令和９年１月24日執行　筑前町議会議員一般選挙

候 補 者　　*筑前　太郎*　　印

次のとおり運転手を雇用したものであることを証明します。

運転手の住所及び氏名	住 所	*朝倉郡筑前町▽▽○○番地*	
	氏 名	*▽▽　▽▽*	
雇 用 年 月 日		報 酬 の 額	備　考
令和　*9*　年　*1*　月　*19*　日		*12,500 円*	
令和　*9*　年　*1*　月　*20*　日		*12,500 円*	
令和　*9*　年　*1*　月　*21*　日		*12,500 円*	
令和　*9*　年　*1*　月　*22*　日		*12,500 円*	
令和　*9*　年　*1*　月　*23*　日		*12,500 円*	

選挙運動として実際に雇用した年月日及び金額を記入してください。
対象となるのは、選挙運動期間内に限ります。
（告示日～選挙期日の前日）

備考

１　この証明書は、使用の実績…運転手に提出してください。

２　運転手が筑前町に支払を請…ください。

３　この証明書を発行した候補…手は、筑前町に支払を請求することはできません。

４　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき、１日を通じて　12,500円　までです。

５　同一の日において２人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは、候補者の指定する１人に限られますので、その指定をした１人のみについて記載してください。

６　候補者の指定した運転手以外の運転手は、筑前町に支払を請求することはできません。

７　公費負担の限度額算出については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日まで（告示日１日間）となります。

様式第７号の１（第６条関係）

請　　求　　書

（選挙運動用自動車の使用）

選挙期日（投票日）以降の日付を記入します。

令和　9　年　2　月　1　日

筑前町長　宛

請求書は、被雇用者者が作成し、候補者が作成した証明書と一緒に町に提出してください。
記載内容は、契約届出書の内容と一致する必要があります。

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに
法人にあってはその代表者の氏名

朝倉郡筑前町▽▽〇〇番地

▽▽　▽▽　　印

筑前町議会議員及び筑前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

１　請求金額　　*62,500円*

請求内訳書の合計額を記載してください。

２　内　　訳　　別紙請求内訳書のとおり

３　選挙の名称　　令和９年１月24日執行　筑前町議会議員一般選挙

４　候補者の氏名　　*筑前　太郎*

５　金融機関名、口座名義人及び口座番号

金融機関名	*筑前あさくら* 銀行 農協		*夜須* 支店 出張所						
口座種別	☑普通　□当座	口座番号	*1*	*2*	*3*	*4*	*5*	*6*	*7*
（フリガナ） 口座名義人	*▽▽　▽▽* *▽▽　▽▽*								

振込先は正確に記入してください。
できる限り、通帳の表紙見開きページのコピーを添付してください。

備　考

１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第７号）第13条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し ）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合には、筑前町に支払を請求することはできません。

３　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

４　「請求金額」には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。

（別　紙）その４（第６条関係）

請　求　内　訳　書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

候補者氏名　　*筑前　太郎*

（３）運転手の雇用

雇　用　年　月　日	報酬額（ｱ）	基準限度額（ｲ）	請求金額	備　考
令和　９年　１月　19日	*12,500円*	12,500円	*12,500円*	
令和　９年　１月　20日	*12,500円*	12,500円	*12,500円*	
令和　９年　１月　21日	*12,500円*	12,500円	*12,500円*	
令和　９年　１月　22日	*12,500円*	12,500円	*12,500円*	
令和　９年　１月　23日	*12,500円*	12,500円	*12,500円*	
			62,500円	

候補者が交付した証明書（運転手）の「雇用年月日」「報酬の額」を記入してください。

（ア）の額と（イ）の額を比較して、少ない方の額を記入してください。

１　「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

選 挙 運 動 用 ビ ラ の 作 成

選挙運動用ビラの作成契約書

収入印紙

割印

令和９年１月24日執行　筑前町議会議員一般選挙 候補者　*筑前　太郎*　（以下「甲」という。）と

★★印刷　は、

印紙の貼付けと割印が必要です。

選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

第１条　契約する選挙運動用ビラの規格品質、数量、単価及び契約金額は、別表のとおりとする。

第２条　納入期限は、　令和　*9*　年　*1*　月　*10*　日 とする。

第３条　この契約に基づく契約金額については、筑前町議会議員及び筑前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、乙が筑前町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅延なく行わなければならない。

２　　乙が筑前町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

３　　甲が公職選挙法第93条の規定により供託物を没収される場合は、乙は甲に対し契約金額の全額を請求するものとする。

第４条　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

令和　*8*　年　*12*　月　*24*　日

契約日は、告示日より前でも構いません。

甲　発注者　筑前町議会議員一般選挙候補者

住　所　*朝倉郡筑前町篠隈〇〇〇番地*

氏　名　*筑前　太郎*　印

町が選挙活動に費用を負担しますので、候補者と事業者間の契約の成立を客観的に確認するため、契約書には当事者の押印をお願いします。

事業者が法人の場合は、代表者の職印（登記印）を用いてください。

乙　受注者

住　所　*朝倉郡筑前町★★××番地*

名　称　*★★印刷*

代表者　*代表者　★★　★★*　印

（別　　表）

規格・品質	数 量	単　価	契約金額
公職選挙法第142条に定めるビラ	*1,500*　枚	*8.2* 円/枚	*12,300*　円

※　単価・契約金額は消費税及び地方消費税を含めた額とすること。

様式第１号の２（第２条関係）

ビラ作成契約届出書

令和　9　年　1　月　19　日

筑前町選挙管理委員会委員長　宛

通常は告示日を記入します。
告示日以降に契約した場合は、契約後すぐに提出してください。

令和９年１月24日執行　筑前町議会議員一般選挙

候 補 者　　*筑前　太郎*

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和８年　12月　24日	*朝倉郡筑前町★★××番地* *★★印刷* *代表者　★★　★★*	*1,500* 枚	*12,300* 円	1枚当たり *8.2* 円

法人の場合は、契約及び請求権限を有する者の氏名及び肩書を併記してください。

契約書の内容と相違のないよう記載してください。

備　考

１　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

２　「契約内容」欄の「作成契約金額」には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。

様式第２号の２（第３条関係）

ビラ作成枚数確認申請書

令和　9　年　1　月　19　日

筑前町選挙管理委員会委員長　宛

通常は告示日を記入します。
告示日以降に契約した場合は、契約後すぐに提出してください。

令和９年１月24日執行　筑前町議会議員一般選挙

候 補 者　　*筑前　太郎*

次のビラ作成枚数について、筑前町議会議員及び筑前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第８条の規定による確認を受けたいので申請します。

１　契約年月日　　令和　*8*　年　*12*　月　*24*　日

２　契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名

朝倉郡筑前町★★××番地
★★印刷
代表者　★★　★★

契約届出書に記載した内容を記入してください。

３　確認申請枚数　　*1,500　枚*

確認申請をする枚数（公費負担を受ける額）を記入します。
※限度枚数（1,600枚）以内に限られます。

区　　分	作　成　枚　数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数　(a)	枚	枚
今　回　の　枚　数　(b)	*1,500*　枚	*1,500*　枚
枚　　数　　計　(a)+(b)	*1,500*　枚	*1,500*　枚
備　　考		

備　考
１　この申請書は、ビラ作成業者ごとに候補者から筑前町選挙管理委員会に提出してください。
２　この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
３　「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

様式第５号（第５条関係）

ビラ作成証明書

選挙期日（投票日）以降の日付を記入します。

令和　9　年　1　月　27　日

令和９年１月24日執行　筑前町議会議員一般選挙

候 補 者　　*筑前　太郎*　　印

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名	*朝倉郡筑前町★★××番地* *★★印刷* *代表者　★★　★★*
作　成　枚　数	*1,500*　枚
作　成　金　額	*12,300*　円
備　考	

ビラの作成枚数、作成金額を記入してください。

備考

１　この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。

２　ビラ作成業者が筑前町に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、筑前町に支払を請求することはできません。

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)　枚数　　町長選挙 5000枚　　町議会議員選挙 1600枚

(2)　限度額　＝　８円38銭（単価）×　当該作成枚数

５　「作成金額」欄には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。

様式第７号の２（第６条関係）

請　　求　　書

（ビラの作成）

選挙期日（投票日）以降の日付を記入します。

令和　9　年　2　月　1　日

筑前町長　宛

請求書は、事業者が作成し、候補者が作成した証明書と一緒に町に提出してください。
記載内容は、契約届出書の内容と一致する必要があります。

事業者が法人の場合は、職印（登記印）を用いてください。

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに
法人にあってはその代表者の氏名

朝倉郡筑前町★★××番地
★★印刷
代表者　★★　★★

印

筑前町議会議員及び筑前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第８条の規定により、次の金額の支払を請求します。

１　請求金額　　*12,300円*

請求内訳書の請求金額を記載してください。

２　内　　訳　　別紙請求内訳書のとおり

３　選挙の名称　　令和９年１月24日執行　筑前町議会議員一般選挙

４　候補者の氏名　　*筑前　太郎*

５　金融機関名、口座名義人及び口座番号

金融機関名	*筑前あさくら* 銀行 (農協)		*夜須* (支店) 出張所							
口座種別	☑普通　□当座	口座番号	*1*	*2*	*3*	*4*	*5*	*6*	*7*	
（フリガナ） 口座名義人	*★★インサツ* *★★印刷*									

振込先は正確に記入してください。
できる限り、通帳の表紙見開きページのコピーを添付してください。

備　考

１　この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合には、筑前町に支払を請求することはできません。

３　「請求金額」には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。

（別　紙）その５（第６条関係）

請　求　内　訳　書

（ビ　ラ　の　作　成）

候補者氏名　　*筑前　太郎*

選　挙　の　種　類	町　議　会　議　員

作　成　金　額			基　準　限　度　額			請　求　金　額			備　考
単　価 A	枚　数 B	金　額 A×B＝C	単　価 D	枚　数 E	金　額 D×E＝F	単　価 G	枚　数 H	金　額 G×H＝I	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
8.2	*1,500*	*12,300*	8.38	1,600	13,408	*8.2*	*1,500*	*12,300*	

この金額を請求書の「1　請求金額」に記入します。

A欄とD欄を比較し、少ない方の額を記入します。

B欄とE欄を比較し、少ない方の枚数を記入します。

備　考

１　「選挙の種類」の欄には、「町長」又は「町議会議員」のいずれかを記載してください。

２　D欄には、「

３　E欄には、ビ　　認され　　さい。

４　G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

５　H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

６　A欄及びC欄には、消費税を含んだ金額を記載してください。

選挙運動用ポスターの作成

選挙運動用ポスターの作成契約書

収入印紙

割印

印紙の貼付けと割印が必要です。

令和９年１月24日執行　筑前町議会議員一般選挙 候補者　*筑前　太郎*　（以下「甲」という。）と

◎◎印刷株式会社

選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

第１条　契約する選挙運動用ポスターの規格品質、数量、単価及び契約金額は、別表のとおりとする。

第２条　納入期限は、　令和　*9*　年　*1*　月　*10*　日 とする。

第３条　この契約に基づく契約金額については、筑前町議会議員及び筑前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、乙が筑前町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅延なく行わなければならない。

２　乙が筑前町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

３　甲が公職選挙法第93条の規定により供託物を没収される場合は、乙は甲に対し契約金額の全額を請求するものとする。

第４条　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

令和　*8*　年　*12*　月　*22*　日

契約日は、告示日より前でも構いません。

甲　発注者　筑前町議会議員一般選挙候補者

住　所　*朝倉郡筑前町篠隈〇〇〇番地*

氏　名　*筑前　太郎*　印

町が選挙活動に費用を負担しますので、候補者と事業者間の契約の成立を客観的に確認するため、契約書には当事者の押印をお願いします。

事業者が法人の場合は、代表者の職印（登記印）を用いてください。

乙　受注者

住　所　*朝倉郡筑前町◎◎××番地*

名　称　*◎◎印刷株式会社*

代表者　*代表取締役社長　◎◎　◎◎*　印

（別　　表）

規格・品質	数 量	単　価	契約金額
公職選挙法第143条に定めるポスター	*100*　枚	*5,000* 円/枚	*500,000*　円

※　単価・契約金額は消費税を含めた額とすること。

様式第１号の３（第２条関係）

ポスター作成契約届出書

令和　9　年　1　月　19　日

筑前町選挙管理委員会委員長　宛

通常は告示日を記入します。
告示日以降に契約した場合は、契約後すぐに提出してください。

令和９年１月24日執行　筑前町議会議員一般選挙

候 補 者　　*筑前　太郎*

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和８年　12月　22日	*朝倉郡筑前町◎◎××番地* *◎◎印刷株式会社* *代表取締役社長　◎◎　◎◎*	*100* 枚	*500,000* 円	1枚当たり *5,000* 円

法人の場合は、契約及び請求権限を有する者の氏名及び肩書を併記してください。

契約書の内容と相違のないよう記載してください。

備　考

１　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

２　「契約内容」欄の「作成契約金額」には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。

様式第２号の３（第３条関係）

ポスター作成枚数確認申請書

令和　9　年　1　月　19　日

筑前町選挙管理委員会委員長　宛

通常は告示日を記入します。
告示日以降に契約した場合は、契約後すぐに提出してください。

令和９年１月24日執行　筑前町議会議員一般選挙

候 補 者　　*筑前　太郎*

次のポスター作成枚数について、筑前町議会議員及び筑前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

１　契約年月日　　令和　*8*　年　*12*　月　*22*　日

契約届出書に記載した内容を記入してください。

２　契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並び

朝倉郡筑前町◎◎××番地
◎◎印刷株式会社
代表取締役社長　◎◎　◎◎

確認申請をする枚数（公費負担を受ける額）を記入します。
※限度枚数（78枚）以内に限られます。
ポスター掲示場の数　78箇所

３　確認申請枚数　　*７８　枚*

区　　分	作　成　枚　数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数　(a)	枚	枚
今　回　の　枚　数　(b)	*100* 枚	*78* 枚
枚　　数　　計　(a)+(b)	*100* 枚	*78* 枚
備　　考		

備　考

１　この申請書は、ポスター作成業者ごとに候補者から筑前町選挙管理委員会に提出してください。

２　この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

３　「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

様式第６号（第５条関係）

ポスター作成証明書

選挙期日（投票日）以降の日付を記入します。

令和　9　年　1　月　27　日

令和９年１月24日執行　筑前町議会議員一般選挙

候 補 者　　*筑前　太郎*　　印

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名	*朝倉郡筑前町◎◎××番地* *◎◎印刷株式会社* *代表取締役社長　◎◎　◎◎*
作　成　枚　数	*100*　枚
作　成　金　額	*500,000*　円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	*78*　箇所

ポスターの作成枚数、作成金額を記入してください。

ポスター掲示場の数は78箇所です。

備考

１　この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

２　ポスター作成業者が筑前町に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、筑前町に支払を請求することはできません。

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)　枚数　　当該選挙区におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2)　限度額　　作成単価　　$\dfrac{316,250\text{ 円} + 586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場の数}}{\text{ポスター掲示場の数}}$

※１円未満の端数は切り上げ

作成費　　作成単価　×　ポスター掲示場数

５　「作成金額」欄には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。

様式第７号の３（第６条関係）

請　　求　　書

（ポスターの作成）

選挙期日（投票日）以降の日付を記入します。

令和　9　年　2　月　1　日

筑前町長　殿

請求書は、事業者が作成し、候補者が作成した証明書と一緒に町に提出してください。
記載内容は、契約届出書の内容と一致する必要があります。

事業者が法人の場合は、職印（登記印）を用いてください。

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに
法人にあってはその代表者の氏名

朝倉郡筑前町◎◎××番地
◎◎印刷株式会社
代表取締役社長　◎◎　◎◎

印

筑前町議会議員及び筑前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

１　請求金額　　*362,076円*

請求内訳書の請求金額を記載してください。

２　内　　訳　　別紙請求内訳書のとおり

３　選挙の名称　　令和９年１月24日執行　筑前町議会議員一般選挙

４　候補者の氏名　　**筑前　太郎**

５　金融機関名、口座名義人及び口座番号

金融機関名	*筑前あさくら* 銀行 農協		*夜須* 支店 出張所							
口座種別	☑普通　□当座	口座番号	*1*	*2*	*3*	*4*	*5*	*6*	*7*	
（フリガナ） 口座名義人	*◎◎インサツカブシキガイシャ* *◎◎印刷株式会社*									

振込先は正確に記入してください。
できる限り、通帳の表紙見開きページのコピーを添付してください。

備　考

１　この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合には、筑前町に支払を請求することはできません。

３　「請求金額」には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。

（別　紙）その６（第６条関係）

請　求　内　訳　書

（ポスターの作成）

候補者氏名　　*筑前　太郎*

選挙区におけるポスター掲示場数	78箇所

この金額を請求書の「1　請求金額」に記入します。

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B＝C	単価 D	枚数 E	金額 D×E＝F	単価 G	枚数 H	金額 G×H＝I	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
5,000	*100*	*500,000*	4,642	78	362,076	*4,642*	*78*	*362,076*	

A欄とD欄を比較し、少ない方の額を記入します。

B欄とE欄を比較し、少ない方の枚数を記入します。

備　考

１　「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

２　D欄には、次に[illegible]より算出した額を記載してください。

316,250円 × 掲示[illegible] ＝ 単価（1円未満の端数は切上げ）
ポスター掲示場数

３　E欄には、ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。

４　G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

５　H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

６　A欄及びC欄には、消費税を含んだ金額を記載してください。

４ 公費負担に関するＱ＆Ａ

この Q&Ａは、町議会議員選挙及び町長選挙における選挙運動用の公費負担制度を利用するための参考としていただくために作成したものです。

他の選挙（衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙など）とは制度の内容に異同がありますのでご注意ください。

【　１　共通　】

Q1　公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか。

選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成について候補者が公費負担の制度を利用するためには、契約相手方（業者等）と有償による契約を書面にて締結し、それを町選挙管理委員会に届出する必要があります。

例として、自動車の借入れの場合では、契約書には次の①～⑥の内容が記載されている必要があります。 なお、候補者と業者等で取り交わす書面については、必ずしも「契約書」という名称を有するものに限るものではなく、「借受書」「貸渡書」「承諾書」などの名称であっても、候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上明らかにされており、次の内容が具備されていれば差し支えありません。

①有償契約であること
②契約期間の記載があること
③契約金額（内訳金額を含む）の記載があること
④車両が特定（車種、登録番号等）されていること
⑤契約年月日の記載があること
⑥借受人が候補者であること。

Q２ 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。

公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担す る制度であり、定額負担ではありません。 実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額を公費負担しますが、上 限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q３ 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後、すぐに行うべきですか。

それぞれの契約履行後に行ってください。

使用（作成）証明書は、いずれも実績に基づき作成するものなので、契約履行後、直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

Q４　町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となりますか。

町に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象となります。

【　２　自動車の借入れ　】

Ｑ１　公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか。

主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした自動車で

Ｑ２　選挙運動用自動車として２台借りることはできますか。この場合、２台とも公費負担の対象になりますか。

公費負担の対象は、選挙運動用自動車 1 台分です。
なお、選挙運動用自動車として利用できる自動車は、候補者１人につき、１台に限られます。

Ｑ３　選挙運動用自動車として１台、事務所の連絡用に１台借りる予定ですが、２台とも公費負担の対象になりますか。

公費負担の対象は、選挙運動用自動車１台分のみです。

Ｑ４　レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用を含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか。

車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。
車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用を明示した有償契約をする必要があります。
契約書に記載にできない場合は、見積書等の契約内容の内訳明細書が必要になります。

Ｑ５　選挙運動期間前から借入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担の請求することができますか。

公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動です。
したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。（※無投票の場合は、立候補届出日の１日分が公費負担対象の期間となります。）

Ｑ６　選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか。

選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。
選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。
公費負担の対象期間は選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

Q７　月極契約により選挙運動用自動車を借入れた場合、公費負担請求の対象となる金額を教えてください。

自動車借入れに対する公費負担制度については、１日当たりの借入金額に対し、公費負担する制度になっていますので、契約にあたっては、借入金額を当事者間で明確にして契約する必要があります。
また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。
しかし、「１ヶ月で○○万円」といったように、１日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した１日あたりの金額（16,100円を超える場合には、16,100円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

Q８　選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。

公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。
ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）
イ ハイヤー契約による借入（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約
したがって、自動車修理工場や知人などから借りることができます。

Q９　レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れる場合、
どのく らいの価格で契約をすればよいのですか。

契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。
しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

Q10　自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか。

生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。
ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。
（※親族とは、６親等内の血族・配偶者・３親等内の姻族をいいます）

Q11　選挙運動用自動車について、ハイヤー契約（自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合、公費負担の契約にあたって注意すべき点を教えてください。

契約の相手方は、道路運送法第３条第 1 項ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者」に限られます。

【３ 燃料の供給】

Ｑ１　選挙運動用自動車に使用した燃料は、全て公費負担の対象となりますか。

選挙運動期間中、選挙運動用自動車１台に給油した燃料代が公費負担の対象です。
ただし、公費負担額は選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,700円に選挙運動期間の日数５日間を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Ｑ２　選挙事務所の業務自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。

対象になりません。選挙運動用自動車１台の燃料に限ります。

Ｑ３　２社以上のガソリンスタンドで給油した場合、２社とも公費負担請求することはできますか。

請求できます。
ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、２社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Ｑ４　燃料供給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。

公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。
なお、 給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要です。

【４ 運転手の雇用】

Ｑ１　契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか。

運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。
契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象になりません。

Ｑ２　選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか。

選挙期間中の運転のみ公費負担の対象となりますので、選挙運動期間以外の運転は対象になりません。

Ｑ３　選挙運動期間中、複数の運転手と契約するのは、公費負担の対象となりますか。

公費負担の対象は、１日当たり運転手１人です。
同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。
同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Ｑ４　契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか。

運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。従って、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊費等）は公費負担の対象とはなりません。

Ｑ５　法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか。

運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は、公費負担の対象となりません。

Ｑ６　選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象となりますか。

候補者と生計を一にする親族との間で運転手の雇用について契約した場合には、その親族が自動車運転を業として行っている場合を除いて、公費負担の対象となりません。

【５ 選挙運動用ビラの作成】

Ｑ１　公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか。

公職選挙法第142条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

Ｑ２　選挙運動用ビラには届出が必要ですか。

選挙管理委員会への届出が必要です。
立候補届の際に手続きを行い、選挙管理委員会が交付する証紙を選挙運動用ビラに貼ってください。

Ｑ３　選挙運動用ビラには規格など制約がありますか。また、いつまで頒布ができますか。

枚数・・・町長選挙5,000枚以内、町議会議員選挙1,600枚以内
種類・・・２種類以内
規格・・・長さ29.7㎝×幅21㎝（A4版）以内　両面印刷が可能
頒布できる期間・・・投票日の前日まで　（頒布方法に制限あり）
※　ビラ表面への頒布責任者、印刷者の氏名及び住所（法人の場合、法人名及び所在地）を記載し、かつビラ用の証紙の貼付けが必要。

Ｑ４　選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外費用に区分することが求められます。
なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします

【６ 選挙運動用ポスターの作成】

Ｑ１　公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか。

公職選挙法第１４３条第１項第５号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象です。

Ｑ２　ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。

ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用は全て公費負担の対象となります。（金額、作成枚数に上限があります。）

例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Ｑ３　選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、併せて公費負担の対象になりますか。

選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。

通常葉書の印刷費用は対象となりません。

Ｑ４　選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

例として、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。